

## 商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>「金利上乗せ定期貯金」

(2026年4月1日現在)

商品名	・相続限定定期貯金「かぞくのきずな」
ご利用いただける方	・個人のみ
期間	・定型方式 1年・3年・5年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなり、スーパー定期貯金<単利型>としての継続になります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100万円以上1000万円未満 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 ①新規預入  ②自動継続 (2) 利払頻度  (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年：預入時の「スーパー定期貯金&lt;単利型&gt;」の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。</li> <li>・3年：預入時の「スーパー定期貯金&lt;単利型&gt;」の店頭表示利率に0.10%を上乗せした利率を当該満期日まで適用します。</li> <li>・5年：預入時の「スーパー定期貯金&lt;単利型&gt;」の店頭表示利率に0.15%を上乗せした利率を当該満期日まで適用します。</li> <li>・原則としてスーパー定期貯金&lt;単利型&gt;の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。</li> <li>・中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。</li> <li>・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li> <li>・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。</li> <li>・店頭表示金利は店頭の金利表示ボード（電子版）に表示しています。または、窓口にてお問い合わせください。</li> </ul>
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率）</li> <li>・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。</li> <li>・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>（1） 約定した預入期間が3年の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>② 6か月以上1年未満 約定利率×40%</li> <li>③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</li> <li>④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</li> <li>⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</li> <li>⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</li> </ul> </li> <li>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</li> </ul>

	<p>(2) 約定した預入期間が5年の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上2年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>④ 2年以上3年未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 3年以上4年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 4年以上5年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</li> </ul>	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×10%	③ 1年以上2年未満	約定利率×20%	④ 2年以上3年未満	約定利率×30%	⑤ 3年以上4年未満	約定利率×50%	⑥ 4年以上5年未満	約定利率×70%
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率												
② 6か月以上1年未満	約定利率×10%												
③ 1年以上2年未満	約定利率×20%												
④ 2年以上3年未満	約定利率×30%												
⑤ 3年以上4年未満	約定利率×50%												
⑥ 4年以上5年未満	約定利率×70%												
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>												
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）またはリスク管理課（電話：0946-23-2700）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館（電話：092-791-1840） 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360） 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）</li> </ul>												
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かぞくのきずな」の取扱期間は、2026年4月1日（水）～2027年3月31日（水）までとします。</li> <li>・上記取扱期間中であっても、今後の金利情勢により販売条件が変更となる場合や、お取り扱いを中止する場合があります。</li> </ul>												

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA筑前あさくら